

事業系ごみの分け方・出し方

西尾市クリーンセンターでは産業廃棄物の引き取りはできません!

あらゆる事業系のごみ(資源ごみを含む)は、市のごみステーションに出せません!

「事業系ごみ」とは

店舗、会社、工場、事務所などの営利を目的とするものだけでなく、病院、学校、官公署など公共サービス等を行っているところも含めた、あらゆる事業活動から出されるごみをいいます。もちろん、農業、林業、水産業からのごみも含まれます。

- 許可業者に委託するなど、適切に処理してください。
- 排出段階で分別を徹底することにより、ほとんどのものがリサイクル可能となります。極力リサイクルするよう努力してください。
- クリーンセンターでは、搬入物の検査を行い、資源化できる古紙や産業廃棄物が搬入されていないかチェックしています。
- クリーンセンターで受入できるもの、できないものは、下の表に示したとおりです。

区分	品目	例	注意事項	
受入可 一般廃棄物	※1 食品残渣	飲食店での食べ残りや調理残渣、食料品店での売れ残り、事務所の茶殻など	※1 食品製造業から出る食品残渣は産業廃棄物となります。(豆腐製造業から出るおからなど) ● 生ごみ処理機を利用したり、堆肥化施設に搬入するなど資源化に努めてください。	
	※2 古布	ウエス、制服、作業着、装飾などに使用した布など	※2 繊維工業から発生する繊維くずやPCB及び工場の油がしみこんだものは産業廃棄物となります。 ● できるだけリサイクル業者に搬入し、ごみとならないよう努めてください。	
	※3 木くず	剪定枝、木製家具、割り箸など	※3 木製パレットとリース業、木材業、木製品製造業、建設業から出る木くずは産業廃棄物となります。 ● できる限りリサイクル業者に搬入し、ごみとならないよう努めてください。 ● 剪定枝等は、直径10cm長さ2m以上のものは受け入れできません。	
	※4 その他	使用済みのティッシュ、リサイクルできない紙、草など	※4 紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業、建設業から出る紙くずは、産業廃棄物となります。汚れてリサイクルできないものであってもクリーンセンターへは搬入できません。	
受入不可 産業廃棄物	古紙	ダンボール、コピー紙、チラシ、新聞、雑誌、紙パック、紙箱、その他紙製品など	● 資源化可能な古紙は、クリーンセンターへ搬入できません。古紙のリサイクル業者へ搬入してください。 ● 機密文書も、機密を保持したままりサイクルできる業者があります。	
	廃プラスチック類	プラスチック製容器包装	弁当の容器、ペットボトル、発泡スチロール等緩衝材、ビニール袋、菓子等の容器包装など	● あらゆるプラスチックは、産業廃棄物となります。プラマークやペットマークなどのリサイクルマークがついたものであっても、事業活動に伴って排出されるものは全て産業廃棄物となります。 ● できる限りリサイクルに努めてください。廃棄する場合は、クリーンセンターへ搬入することはできません。産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。
		プラスチック製品	ボールペンなど事務用品、プラスチックケース、その他プラスチック製品	
		その他	梱包用プラスチックベルト、ブルーシート、ビニールシートなど	
	金属	鉄くず	空き缶(スチール缶)、はさみ等スチール製事務用品、スチールロッカー、スチール机、フライパンなど	● できる限りリサイクルに努めてください。廃棄する場合は、クリーンセンターへ搬入することはできません。 ● くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類は、産業廃棄物であっても、専門に取り扱っている既存の回収業者(資源回収業)に出すことも可能です。その他のガラスくず等は、産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。
		非鉄金属くず	空き缶(アルミ缶)、アルミ鍋、アルミサッシなど	
	ガラス・陶磁器など	ガラス	空きびん、コップ、板ガラス、蛍光管、電球など	● できる限りリサイクルに努めてください。廃棄する場合は、クリーンセンターへ搬入することはできません。産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。
		陶磁器	湯飲み、急須、茶碗など	
		その他	ブロック、レンガなど	
	廃油	食用油、ラード、機械油、鉱物油、エンジンオイルなど	● できる限りリサイクルに努めてください。廃棄する場合は、クリーンセンターへ搬入することはできません。産業廃棄物の許可業者へ委託し、適正に処理してください。	
その他	※5 乾電池、家電品、プラスチックや金属との複合品、建築廃材、など	※5 事業所で使用している家庭用機器の家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は家電リサイクル法の対象となります。家電リサイクル法に基づき、適正に処理してください。		

○事業系ごみは、ごみの種類や排出業者の業種により「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。業者に処理を委託する場合は、許可業者と契約し、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」とを別々に処理しなければなりません。(許可は「一般廃棄物」は市町が許可、「産業廃棄物」は県が許可と別々になっています。それぞれの許可を受けた業者に委託する必要があります。)なお、古紙、古繊維、鉄くず、空きびん類などを取り扱う業者は、許可が不要の場合もあります。

産業廃棄物について
の問合せ先

西三河県民事務所廃棄物対策課 0564-23-1211(代表) 愛知県産業資源循環協会 TEL 052-332-0346

西尾市クリーンセンター TEL0563-34-8112